

ました。それなのに保育園関係者を初め市民に何の説明もないままに都の言い分だけを聞き、早急に条例改正をしなければならぬのか疑問であります。

また財政的には市には負担がかかると言われていますが、都の責任は六年間とされていきます。六年後はどうなるのか、これも不確かたものです。

市移管されて保育関係者も市民も市の財政にとっても何の利益にもならないこのような東京都の一方的なやり方と市行政としても市民の意向を無視したこのような条例改正に強く反対するものであります。

なお議案第七十八号の負担附き、贈子の受領についても、都立保育園の市移管に関連するものである、合わせて反対の意見を表明いたしました。私の反対討論といたします。

○議長（森田治男君） 次に賛成者五番赤星行人君。
（五番 赤星行人君 登壇）

○五番（赤星行人君） 私はただいま議題になっております議案第七十七号、七十八号について本案に対する賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいま仲村議員から都立保育園の関係者及びそれに関係する市民がきわめて不安定な状況の中、今後の保育行政にかかわっていくことが市民福祉の点から決してプラスにならないことが強く述べられました。私もこの点については同感であり、深く憂慮するものであります。

すでに昭和五十七年九月都議会において東京都児童福祉施設条例から保育所が削除され、もはや都立保育園の復活はあり得ないことを考えるとき、今こそ勇気を持って対処、決断すべき時期であると信ずるものであります。

先ほどの移管に対して福生市は東京都に対し、今後の多様化する保育需要に対処するため、五歳児保育等の保育環境の整備を要求し、市の指導のもとに地域のニーズ

を適確に把握した望ましい保育行政を進めていく決意が述べられましたがこのことは市の保育行政のレベルアップが図られることにより大きく市民福祉に寄与するものであります。

よって本条例案に対し賛意を表し、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（木村治男君） 次に反対者二十四番関米吉君。

（二十四番 関 米吉君 登壇）

○二十四番（関 米吉君） 御指名をいただきました。ただいま議題となっております議案第七十七号 福生市保育所条例の一部を改正する条例並びに議案第七十八号 負担附き贈与の受領について、両議案に対する反対討論を申し述べさせていただきます。と思ひます。

先ほど賛成者の仲村議員さんからこの都立保育園のいろいろな経緯も述べられましたけれども、実はあの熊川都立

保育園は、かつては熊川神社の中に所在してありました。東京都はこれを廃園といたしまして、秋川市に移すと、どういふような措置を取られようになりました。当時園に通わせている父兄の皆さん、先生方、そして付近の地主の方々のいろいろな御心配をいただきました。私、都立保育園存置協力委員会の事務局長として、いろいろと御協力を頂戴して、あの都立保育園が現在に至った経緯もござります。

ともあれ、本議案の提案は現在はその時期ではないというふうに判断いたしております。九月の意見書にも反対いたしましたけれども、あの意見書でさえも都の方針に沿って受け入れについては努力を傾注する所存であるが、移管後の市費負担増は絶対に来さないこと、及び今後市が示す諸条件を遵守することというようになっております。

現在までこの意見書に対する都の確たる保証は本日の論議を通じても明らかにならずに全然ござりません。職員の任

免権は都、そして指揮権は福祉振興事業団、措置費の徴収義務だけ市に押しつけられまして、どうして市が市立保育園として健全な市立の保育園運営に携わることができるとありましょつか。

前回の意見書における反対討論にも述べましたけれども、この二園の受け入れは将来市の保育行政水準向上のためにも、また財政運営上にも大きな問題になってくることは明らかであります。将来に禍根を残さざるよう再考慮すべきであるというような観点から強く本二議案に反対の意見を申し述べさせていただきます。以上。

○議長（木村治男君）以上で討論を終わります。

これより本二案について個別に採決いたします。

まず議案第七十七号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立

を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田治男君）起立多数であります。よって議案第七十七

号は原案のとおり可決されました。

続いて議案第七十八号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田治男君）起立多数であります。よって議案第

七十八号は原案のとおり可決されました。

○議長（木村治男君）日程第六議案第七十九号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君 登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第七十九号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第六号）について提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、当初予算に計上してあります無線放送施設整備工事の追加及び変更に伴う経費の増加の補正でございます。

本事業は単年度事業として防衛補助事業による市内放送塔の増設分十本を含んだ既設市内放送施設の整備事業として計画したものでありますが、当初計画後六十二年二月に電波法の改正に伴います防衛行政無線の免許方針の変更により従来のトリーニ方式から性能のよいデジタル方式も認められました。そのことにより、防衛施設局とデジタル方式を採用して

いただくよう交渉してまいりました結果、デジタル方式による予算の内示を十月八日に受けました。この間議会の御協力をいただきまことにありがとうございます。

内容につきましては、当初計画で十本の増設を考えておりましたが、さらに放送塔一本の追加を含めた三十二カ所にかかわる本体工事の増加と監理委託料等を含んだ若干の事務費の追加でございます。以上のことから今後の工事の発注時期、日程等を考慮して、急遽本議案を今議会に追加上程いたしました次第でございます。

それでは予算書に基づき内容につきまして御説明申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思います。まず総則でございますが、第一条におきまして既決予算額に歳入歳出二千九百九万七千円をそれぞれ追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ百二十七億二千六百三十二万七千円と定めようとするものでございま

す。第二条におきましては当該事業費の追加に伴います地方債の追加変更をいたそうとするものでございます。

次に事項別明細書により御説明申し上げます。

五ページをお開きにいただきます。まず歳入でございますが、国庫支出金の国庫補助金、消防費国庫補助金におきまして二千三百二十九万七千円の追加で、これは事業費の七五%相当額の追加でございます。これをもちまして本事業費に対する補助金総額は八十二万九千七百七十四円と相なる次第でございます。次に市債で消防債五百八十万円の追加は補助対象事業費から国庫補助金を差し引いた七五%相当額でございます。次に六ページをお開きいただきます。歳入について御説明いたします。消防費の消防費で災害対策費三千三十八万九千円の追加は職員旅費で二万四千円、需用費で印刷製本費として一万円、委託料二百四万三千円はデジタル方式に変わったことから監理委託料の追加でございます。使用料及

び賃借料の一萬六千四百は有料道路の使用料でございます。次の工事請負費の二千八百二十九万六千四百は、本体工事の請負費の追加分でございます。当初予算と合わせ工事請負費は一億百七十七万五千円と相なる次第でございます。次に予備費百二十九万二千円の減額は歳入歳出財源調整によるものでございます。以上歳入歳出補正総額二千九百九万七千四百の追加で、予算総額は百二十九億二千六百三十二万七千四百と相なる次第でございます。

恐れ入りますが三ページをお開きいただきます。第二表の地方債補正でございますが、追加事業費に対する起債額の変更で、限度額の一千四百二十万円の先ほど歳入で御説明いたしました五百八十万円を追加し、二千万円に変更しようとするものでございます。この変更補正に伴い、限度額合計は五億九千二百万円と相なる次第でございます。なお、利率については諸般の情勢を考慮し、九%以内

を八%以内と変更いたしました。起債の償還の方法については補正前と同様でございます。

以上甚だ雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（森田治男君）以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田治男君）以上で質疑を終わります。

これより議案第七十九号について採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田治男君）御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は原案のとおり可決されました。

議長（森田治男君）以上をもって本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって昭和六十一年第二回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午後二時 十九分閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

森田治男

議員

加藤 肇

議員

高木 勉

議員

東田 正

議員

堀川 豊

(写)

福生市告示第四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百条第四項の規定に基づき、昭和六十一年第二回福生市議会臨時会の付議事件について、次のとおり追加する。

昭和六十一年十月十一日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 追加する付議事件

- (1) 福生市保育所条例の一部を改正する条例
- (2) 負担付き贈与の受領について
- (3) 昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第六号）

(写)

福総庶発第二千百二十号

昭和六十一年十月十一日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

付議事件告示について

昭和六十一年十月九日付け、福議発第二百十四号をもつて依頼のあったこのことについて、別紙写しのとおり告示したので通知します。

(写)

福生市告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百条第四項の規定に基づき、昭和六十一年第二回福生市議会臨時会の付議事件について、次のとおり追加する。

昭和六十一年十月十一日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 追加する付議事件

- (1) 商業地域内の住宅建設に関する陳情書
- (2) 合成洗剤をなくし安全な石けんの普及を求める請願書